

社会福祉法人なの花会

理事会 報酬・旅費(交通費)規定

本規定は、定款二十一条の規定により、理事・監事の報酬・旅費を定めるものである。

(報酬)

- 1、理事会出席の理事・監事・理事会事務局に対して、一回につき 5,157 円を報酬として支払うものとする。但し、施設より報酬を受ける者には支給しない。
- 2、監事または業務執行理事及び理事が、内部監査及び指導検査立会い等、法人の業務に当たる場合は 1 時間当たり 2,000 円を報酬として払うものとする。
- 3、報酬の支払いにあたっては、法定所得税(3.063%)を預かるものとする。

(旅費・交通費)

- 1、理事会出席の理事・監事には、旅費として理事会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

(宿泊費)

- 1、理事会及び法人業務に際し、宿泊が必要な場合は、実費を支給する。

(理事長等の報酬額)

- 1、この規定の理事長は、定款第 5 条に規定された理事のうち互選により選ばれた 1 名をいう。またこの規定での業務執行理事は、定款第 5 条に規定された理事のうち定款第 15 条第 3 項に基づいて置かれた業務執行理事とする。
- 2、理事長の報酬の支給は以下による。
理事長の報酬は月給とする。勤務が週 40 時間を超える場合はなの花会職員給与規定による。週 40 時間未満の場合は別表 1 に基づいて支払う。
- 3、業務執行理事の報酬の支給は以下による。
業務執行理事の勤務が週 30 時間を超える場合については、報酬の支払いは月給とし、40 時間を超える場合はなの花会職員給与規定による。
週勤務時間が 30 時間未満の場合は時給とし、本規定に定める理事・監事の 1 時間当たりの報酬と同額とする。
- 4、なお、理事長の報酬が月給である場合、時間、報酬については理事会で検討し、評議員会で決定する。
- 5、報酬は毎月 25 日に支払う。支払われる報酬から所得税を控除する。
- 6、通勤手当は実費支給する。

附則

この規定は 2023 年 6 月 10 日の評議員会にて決定、実施する。

別表1 理事長報酬額

週勤務時間	月額	年間
30時間以上 40時間未満	300,000 円	3,600,000 円
20時間以上 30時間未満	200,000 円	2,400,000 円
10時間以上 20時間未満	100,000 円	1,200,000 円